

大阪大学旅費支給要領 第2章

■別表1（国内旅費）

区 分		教職員等			学生
		役員・副学長・総長参与・指定職・部局長	教授・准教授・部長	その他	
鉄 道 賃		運 賃			
		急 行 料 金			
		座席指定料金			
		グリーン料金			
		特別急行料金は一の急行券の有効区間が片道100 k m以上、普通急行料金は片道50 k m以上の場合にのみ支払う。ただし、業務の都合上、やむを得ない理由により、特別急行列車を利用した場合は、現に支払った額を支給する。その際、現に支払った額を証する書類を提出しなければならない。			
航 空 賃		普 通 席			
船 賃	3階級以上に運賃等級を区分する路線	最 上 級	最上級の直近下位の級		
	2階級に運賃等級を区分する路線	上 級			
	運賃等級を設けない路線	乗船に要する運賃			
バ ス 運 賃		乗車に要する運賃			
日 当		3, 000	2, 500	2, 400	1, 700
宿 泊 料		14, 000	13, 000	11, 400	8, 500
近距離旅費の日当		850			

備 考

- （1） 吹田市、豊中市、箕面市、茨木市
- （2） 総長に航空賃を支給する場合、運賃等級を区分する路線については、最上級の航空賃の額を支給できるものとする。
- （3） 本学に関連する業務等で著名人等に旅行を依頼し航空賃を支給する場合で、運賃等級を区分する路線について予算責任者等が特に必要と認めるときは、最上級の航空賃の額を支給できるものとする。

大阪大学旅費支給要領 第5章 外国旅費

■別表2 (外国旅費)

区 分		教職員等			学生
		役員・副学長・総長参与・指定職・部局長	教授・准教授・部長	その他	
鉄 道 賃	3階級以上に運賃等級を区分する路線	最 上 級	最上級の直近下位の級		
	2階級に運賃等級を区分する路線	上 級			
	運賃等級を設けない路線	乗 車 に 要 す る 運 賃			
船 賃	3階級以上に運賃等級を区分する路線	最 上 級	最上級の直近下位の級		
	2階級に運賃等級を区分する路線	上 級			
	運賃等級を設けない路線	乗 船 に 要 す る 運 賃			
バ ス 運 賃		乗 車 に 要 す る 運 賃			
航 空 賃	3階級以上に運賃等級を区分する路線	最上級の直近下位の級		左の直近下位の級	
	2階級に運賃等級を区分する路線	上 級		下 級	
	運賃等級を設けない路線	航空機の利用に要する運賃			
日 当	欧米及び中近東地域	8,000	7,000	6,200	5,000
	その他地域	5,000	5,000	4,300	3,500
宿 泊 料	欧米及び中近東地域	28,000	25,000	23,000	23,000
	その他地域	17,000	15,000	15,000	15,000

備 考

- (1) 日当及び宿泊料の区分における、欧米及び中近東地域とは、以下の地域をいう。
 北米地域・・・北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。）
 欧州地域・・・ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除く。）、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。）
 中近東地域・・・アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ
 都市・・・シンガポール、モスクワ、アビジャン
- (2) 日当及び宿泊料の区分における、その他地域とは、(1)以外の地域をいう。
- (3) 1日において、日当又は宿泊料の額が異なる地域を旅行した場合には、その額の多い方の旅行先の区分に掲げる額とする。
- (4) 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日を除く）の場合における日当は、その他地域の金額とする。
- (5) 総長に航空賃を支給する場合、3階級以上に運賃等級を区分する路線については、最上級の航空賃の額を支給できるものとする。
- (6) 本学に関連する業務等で著名人等に旅行を依頼し航空賃を支給する場合で、3階級以上に運賃等級を区分する路線について予算責任者等が特に必要と認めるときは、最上級の航空賃の額を支給できるものとする。

大阪大学旅費支給要領 第6章

■別表3（赴任旅費）

移転料

（国内旅費）

地 方	都道府県	支給額
北海道	北海道	261,000
東北	青森県、秋田県、岩手県	261,000
	山形県、宮城県、新潟県、福島県	248,000
関東	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県	248,000
東海・北陸・信州	静岡県、山梨県、長野県、富山県	187,000
	愛知県、岐阜県、石川県、福井県、三重県	152,000
近畿	大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県	123,000
中国	岡山県、鳥取県	152,000
	広島県、島根県	187,000
	山口県	248,000
四国	香川県	152,000
	徳島県、愛媛県、高知県	187,000
九州	福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、宮崎県、熊本県、鹿児島県	248,000
沖縄	沖縄県	339,000

（備考） 大阪府・・・大阪市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、門真市、摂津市、枚方市、茨木市、箕面市、寝屋川市、四條畷市、交野市、大東市、東大阪市、八尾市、松原市、堺市、泉北郡忠岡町、高石市、大阪狭山市、泉大津市、和泉市、羽曳野市、藤井寺市、柏原市、富田林市、河内長野市、岸和田市、貝塚市、三島郡島本町、豊能郡豊能町、豊能郡能勢町、南河内郡太子町、南河内郡河南町

奈良県・・・奈良市、生駒市、生駒郡平群町、生駒郡斑鳩町、生駒郡安堵町、生駒郡三郷町、香芝市、大和郡山市、北葛城郡上牧町、北葛城郡河合町、北葛城郡王寺町

京都府・・・京都市、長岡京市、八幡市、向日市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町

兵庫県・・・神戸市（東灘区、灘区、中央区、兵庫区）、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、川辺郡猪名川町

(外国旅費)

地 域	地 方	支給額
北米地域	北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。） グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島並びにそれらの周辺の島しょ	514,000
欧州地域（Ａ）	欧州地域のうち欧州地域（Ｂ）を除いた地域	471,000
欧州地域（Ｂ）	欧州地域のうち、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシア	471,000
中近東地域	アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ	471,000
アジア地域（Ａ）	大韓民国	220,000
アジア地域（Ｂ）	中華人民共和国、台湾、朝鮮民主主義人民共和国	348,000
アジア地域（Ｃ）	アジア大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシアを除く）、インドネシア、東ティモール、フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島しょ（グアムを含む。）	428,000
中南米地域	メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター島並びにそれらの島しょ	556,000
大洋州地域	オーストラリア大陸及びニュージーランド並びにそれらの周辺の島しょ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しょ（ハワイ諸島及びグアムを除く）	471,000
アフリカ地域	アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセーシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ	514,000
南極地域		514,000

着後手当

区 分	支給額
国内旅費	25,000
外国旅費	100,000

扶養親族移転料

(国内旅費)

区 分	支給額	
	1 2 歳以上	1 2 歳未満
鉄道賃、船賃及び車賃	本人支給額の全額	本人支給額の 2 分の 1
航空賃	実費額	実費額
日当及び宿泊料	本人支給額の 1 0 分の 6	本人支給額の 1 0 分の 3
着後手当	15, 000	7, 500

(外国旅費)

区 分	支給額	
	1 2 歳以上	1 2 歳未満
鉄道賃、船賃及び車賃	実費額	実費額
航空賃	実費額	実費額
日当及び宿泊料	本人支給額の 1 0 分の 6	本人支給額の 1 0 分の 3
着後手当	60, 000	30, 000

※ 実費額とは、本人への支給額を上限とする。